

レッスン05 将来の不安で多い3つの内容

◆老後資金(年金)、介護・相続問題と解決策

早く気が付けば、準備期間も選択肢も多くなる。

(1) 老後資金(年金)、介護・相続問題

会員の年金給付額(1階の老齢基礎年金も含む)の目安

- 平均年収が **400万円** (月額 25万円)・38年勤務で…
年金は1ヶ月分が約 **12.9万円**
- 平均年収が **550万円** (月額 35万円)・38年勤務で…
年金は1ヶ月分が約 **15.6万円**
- 平均年収が **700万円** (月額 45万円)・38年勤務で…
年金は1ヶ月分が約 **18.3万円**

(2) 私の家庭では毎月必要な金額は？

収入 万円 - 支出 万円

収入の内訳(月額)

- ① 年金(公的と私的も) : _____ 万円
- ② 会社からの収入 : _____ 万円
- ③ 貯蓄 : _____ 万円

(3) 介護保険法の改正

平成 27 年に 15 年ぶりの大きな制度改正

1. 自己負担額：1 割から 2 割へ（上位の所得の方）

2015 年 8 月（4 月ではない。住民税の課税に連動しているため）からは、夫と専業主婦の妻のモデル世帯では「年収 359 万円以上」に。

単身で 280 万円以上の方が、1 割から 2 割の自己負担に。

2. 特別養護老人ホーム（特養）

2015 年 4 月から：新規入居を原則として「要介護 3 から 5」以上の人に限る。

今までは要介護 1（症状の軽い方）以上で入所可能であった。

(4) マス富裕層への課税強化

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈より適用

1. 21 年ぶりの大きな改正

対応策は生命保険の見直しを（終身の保障の増額）

土地の価格の下落と日本の財政の現状

日本の財政（平成 28 年度）

57 兆円（税収） < 96 兆円（歳出） 59%

2. 相続税の基礎控除額の改正

☑ 昭和 33 年：150 万円 + 30 万円 × 法定相続人

☑ 昭和 39 年：250 万円 + 50 万円 × 法定相続人

（東京オリンピック）

☑ 昭和 41 年：400 万円 + 80 万円 × 法定相続人

☑ （いざなぎ景気：昭和 40 年から昭和 45 年）

- ☑ 昭和48年：600万円 + 120万円 × 法定相続人
(オイルショックによる狂乱物価)
- ☑ 昭和50年：2,000万円 + 400万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和63年：4,000万円 + 800万円 × 法定相続人
(バブル景気：昭和61年から平成3年)
- ☑ 平成4年：4,800万円 + 950万円 × 法定相続人
- ☑ 平成6年：5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人
- ☑ 平成27年：3,000万円 + 600万円 × 法定相続人 <6割に引き下げ>

3. 課税強化の中身

1980年代後半以降の相続税は、減税の歴史である。

死亡者数に対する課税件数は2013年に4.3%である。

バブル期に引き上がった基礎控除の水準を現在の地価水準に戻すなどの背景がある。